

# 國學院大學學術情報リポジトリ

上杉家の上洛・「清華成」と儀礼認識：  
「清華成」の認知度

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 矢部, 健太郎, Yabe, Kentaro メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.57529/00000189">https://doi.org/10.57529/00000189</a>

# 上杉家の上洛・「清華成」と儀礼認識

— 「清華成」の認知度 —

矢部健太郎

## はじめに

羽柴秀吉が晩年に「五大老」を創出し、その筆頭・徳川家康に政権運営を託したとの通説的評価はいまだ根強い。これに対し、私は「清華成」大名という存在を指摘してきた。

「清華成」とは「豊臣摂関家」につぐ豊臣大名の地位で、公家の家格で「摂関家」につぐ「清華家」に列せられることを指す。公家社会において、「清華家」は極官（最終的に昇進可能な官職）を太政大臣・近衛大将とする家柄であり、摂政・関白

には決してなれない点で「摂関家」との格差は明らかだが、その下の「羽林家」「名家」という家格とは隔絶した高位にあった。豊臣大名の序列もこれに倣い、「清華成」「公家成」「諸大夫成」の三段階が確認される。「公家成」とは「羽林家」「名家」に相当する家格であるから、「清華成」と「公家成」にも格差があったことになるが、同時に、やはり摂政・関白にはなれない点で、「豊臣摂関家」との格差も明示されたのである。その創出は秀吉の晩年ではなく天正十六年（一五八八）のことで、通説のいう「五大老」の成立時期と比較すると大きな開きがある<sup>1</sup>。秀吉の天下一統政策において、なぜ大名の掃討戦がそれほ

ど徹底されず、「惣無事」に象徴されるような私戰禁止政策が可能であったのかを考える際に、秀吉が案出した大名支配秩序は注目に値する。「清華成」大名は、秀吉政権の正当性を補完する重要な存在として、政策遂行への助力を求められていたのである。

「五大老」と「清華成」という集団において、位置づけが異なっているのが上杉景勝である。徳川家康・前田利家・宇喜多秀家・毛利輝元の四名は共通して含まれるのに対し、「五大老」説では五番目に小早川隆景を加え、彼の死後に上杉景勝が加わると認識されることもある<sup>3)</sup>。一方、「清華成」大名論でいえば、利家・隆景よりも景勝の方が早く「清華成」したことは明らかだから、その集団から景勝を排除する理由はないことになる。

とはいえ、景勝の「清華成」については若干の問題点も残る。本稿では、これまで検討してこなかったいくつかの点を中心に、諸大名が豊臣政権の創出した「武家官位」や「武家家格」をどのように認識していたのか、特に儀礼面に注目しながら考察する。それにより、当時の儀礼認識とその浸透度、「清華成」と「公家成」「諸大夫成」の相違点、そして、豊臣政権の大名支配の理想・構想と現実とについて、新たな見解を示したいと思う。

## 1, 天正十四年の上洛

### (1) 景勝の官位昇進過程

天正年間(一五七三—一五九二)前半の上杉氏は、越後国春日山城を拠点に、北・東は蘆名・伊達氏ら、南は武田・後北条氏ら、西は織田・徳川氏らに囲まれた厳しい状況におかれていた。さらに天正六年(一五七八)、謙信の死を受けて上杉氏内部で後継ぎ争いが発生する。御館の乱である。後北条氏から養子として入った景虎と、長尾政景の子で謙信の養子景勝との争いは景勝の勝利に終わったが、内乱により上杉氏の勢力は謙信時代より大きく後退し、信長家臣の柴田勝家が加賀・能登・越中を席捲、配下にあつた新発田重家は蘆名氏らを頼って離反という事態となる。こうした困難に直面した景勝は武田勝頼との同盟の道を選ぶが、それは後北条氏に織田・徳川氏と結ぶ名分を与え、結果として天正十年の武田氏滅亡をもたらした。いよいよ孤立を深めようかという時、本能寺の変で信長が命を落としたことにより、上杉氏は九死に一生を得たのである。

激変する畿内情勢とともに、上杉氏も翌年の賤ヶ岳の戦いで大きな転機を迎える。勝家と対立した秀吉が、景勝に越中出陣

を求めてきたのである。しかし、柴田方の佐々成政と対峙していた景勝は実質的な共闘行為を履行できず、秀吉らから厳しい叱責を受けている。<sup>(4)</sup>この後、天正十二年に蘆名盛隆、翌年に伊達輝宗が死去したことにより、新発田侵攻が現実的課題となったことを受け、景勝は、信長死後の政局を秀吉との共闘で乗り切ることを決意し、秀吉に人質を差し出した。次の羽柴秀吉書状をみてみよう。<sup>(5)</sup>

去月御札、殊御太刀一腰・馬一疋・刀一腰（光忠・守家）、兩作并朱屋天目被懸御意候、誠名物と申、御懇之至、別而可致秘藏候、隨而連々申談筋目無相違、証人被差上候、無御親疎通令満足候、就其御一書大石播摩守口上之趣、逐一得其意候、於存分大播申渡候、尚自是以使者旁可申述候、恐惶謹言、

七月十一日  
（天正十二年）

秀吉（羽柴）  
（花押）

上杉弾正少弼殿御報

景勝は、秀吉に対して数々の名物や証人を贈り、好みを通じている。秀吉もそれに応え、上杉氏と良好な関係を築こうとしていたようである。当時の秀吉は、小牧・長久手の戦い（対織田・徳川氏）、翌年の富山出兵（対佐々成政）をみてもわかるように、信長死後の難局を乗り切るためのさまざまな課題を抱

えていた。北陸の雄たる上杉氏との協力関係は、秀吉にとっても重要だったのである。景勝も秀吉の要請に応え、かつて成らなかつた越中への出陣を果たし、秀吉に協力したという事実を獲得したのである。

この後、秀吉は天正十三年七月に近衛前久の養子として関白の地位に昇る。この段階では藤原姓での任官であったが、その二ヶ月後には朝廷から豊臣姓を下賜されたことが知られる。豊臣改姓款状案をみてみよう。<sup>(6)</sup>

奉入

宣旨

関白内大臣藤原朝臣申

請改本姓藤原為豊臣事、

仰依請

右宣旨奉入、如件、

九月九日  
（天正十三年）

権大納言（柳原淳光）  
（花押）

大外記局（神小僧御報）

秀吉が関白に任官したことは重要だが、それだけでは秀吉個人の権力が絶大である、ということの意味するに過ぎない。しかも、伝統的な摂関家の一家・近衛家の養子としての任官というままでは、せいぜい公家社会に対しての影響力を示唆するに

とどまるであろう。そこで秀吉は、源・平・藤・橘などではない、新たな武家としての本姓創出を求めたのである。それが認められたことにより、秀吉は徐々に諸大名に対する官位叙任と、その際の豊臣姓・羽柴名字の下賜などを実行していく。関白職という地位が、武家権力の序列形成、大名支配にとつても実質的な意味を持ち始めたのであった。

こうして秀吉は、早くも豊臣姓勅許の翌十月に羽柴秀長・秀次ら秀吉一族と細川・斯波氏ら室町旧臣、丹羽・蜂谷氏ら織田旧臣を中心とするメンバーに豊臣姓・羽柴名字を与え、四位もしくは五位の侍従、すなわち殿上人として自らの下に「公家成」大名という集団を組織する。さらにその下には、五位+官職と豊臣姓を与えられた秀吉直臣らが、秀吉の参内に供奉する「諸大夫成」大名として位置づけられた。旧戦国大名の多くも、やがてその枠組みの中に取り込まれていくのである。

とはいえ、武家が朝廷の官位を名乗ることは、もちろん秀吉に始まるものではない。正式に朝廷から叙任される場合と、自称との差はあるけれども、戦国社会においても、朝廷官位を名乗ることはそれなりの意義があったといえるだろう。<sup>7)</sup>その点を踏まえ、本稿の主人公・上杉景勝について、秀吉に臣従する以前の官職を確認しておく。

この問題については、尾下成敏氏による「上杉加給宣旨案」の紹介<sup>8)</sup>という重要な研究がある。「上杉加給宣旨案」とは、京都大学総合博物館所蔵の勧修寺家文書に含まれている史料であり、勧修寺家に伝来した景勝の口宣案の控えや、関連文書の案文がまとまって残されている。そこには、景勝が秀吉に臣従する以前の官職について、以下のような情報が残されている。

天正 五年 五月 九日 従五位下侍従に叙任

天正 八年 六月二十日 従五位上に叙す

天正十一年 三月十一日 正五位下に叙す

一見すると、天正五年以降、景勝は徐々にその官位を上昇させているようだが、上杉氏が織田政権に敵対していた天正十年以前の段階でこうした叙任が困難であること、同十四年以前に景勝がこれらの官位を有した確証が見当たらないことから、尾下氏はここに示した叙任を歴史的事実とみなすことはできないとし、続けて次のように述べている。

恐らく、これら口宣案の控は、天正十四年六月二十二日付で景勝を従四位下・左近衛権少将に叙任した際、つじつまをあわせるため、日付を遡らせて、それぞれ作成されたものと考えられる。

秀吉自身がそうであったように、当該期の武家官位叙任に関

する文書類は、日付を遡及して作成されるケースも少なくなかった。景勝の叙任過程についても、尾下氏の見解に異論はなく、彼の正式な官歴は、天正十四年六月二十二日に始まるとしてよいだろう。

## (2) 景勝の初参内と装束

秀吉の越中出兵に協力した功績によって景勝が上洛を許可されたのは、秀吉関白任官の翌天正十四年五月のことである。この上洛については、『天正十四年上洛日帳』<sup>9)</sup>という史料が残る。それによれば、五月二十日に越後府内を発った景勝一行は六月十二日に大坂へ下向、増田長盛の屋敷を宿とした。十四日に秀吉と対面した後、十八日には大坂から上洛、石清水八幡宮へ詣でている。その後、二十日の秀吉上洛を待ち、二十二日に初参内を遂げたのである。その様子について、『天正十四年上洛日帳』の記述をみてみよう。

一、廿二日、御参内、於若御局様御装束被成候、紺之御狩衣・大紋之さしぬき・御冠、御位正四位以上、天酌にて天盃御頂戴、希代之御面目也、禁中御隙明候而、関白殿院之御所へ召連被申候而、為御見被申候、其後ハ外構まで御同心被申候而、被掛御目、及暮六条へ御帰候事、

若御局の居所にて装束を改めた景勝の姿は「紺の狩衣」「大紋の指貫」に「冠」、位は「正四位上」と記されている。この時の昇進が従四位下・左近衛権少将であることは先に確認したので、ここではその服装について、鈴木敬三氏が執筆された『国史大辞典』<sup>10)</sup>の記述を参考に精査してみよう。

第一に、「狩衣」についてである。鈴木氏の記述から、重要な点を簡条書きで抜き出しながら検討する。

「公家の略装。武家は正装に用いる」という点は特に問題ない。しかし、「参内には使用できなかったが、参院には着用を許された」、「被りものは烏帽子に限られたが、中世以来は立烏帽子または風折烏帽子」であった点は問題となろう。『天正十四年上洛日帳』は狩衣に冠を合わせたとするが、これは儀礼上不適切な組み合わせなのである。冠を着すことは参内において特に問題とはならないから、「景勝は参内に狩衣を着用したのか」という点に疑問が生じてこよう。

そこで、さらに検討を進めると、「狩衣」は「盤領（まるえり）・闕腋（けつてき）の襖の一種」だという。「襖」については後述するが、「位階相当の染織による束帯の縫腋または闕腋の袍および衣冠の袍」のうち「闕腋は襖とも呼ばれたので、ときに位襖ともいう」という「袍」に関する鈴木氏の指摘を確認

しておこう。また、「狩衣」に合わせた袴は、「地位や時宜によつて八副の指貫や六副の狩袴」であつたという。

「指貫」については、「朝服の束帯の表袴に対して、指貫は宿直装束の衣冠・直衣・狩衣に用いる」、「八副の指貫は、公卿の日常用として愛好され、指貫の名称を独占した」、「雑袍勅許の公卿は日常の参内に常用し、院参にも盛んに用いた」と記されている。重要なのは、「雑袍勅許の公卿は日常の参内に常用」できたものの、それには「勅許」が必要だったという点だろう。すなわち、「紺の狩衣」「大紋の指貫」の組み合わせ自体に問題はないが、それを四位少将に任官したばかりで「公卿」ではない景勝が着して参内したこと、それと「冠」との組み合わせに疑義が生じるのである。

この点について、鈴木敬三氏は『初期絵巻物の風俗史的研究』<sup>①</sup>の中で、「狩衣には烏帽子を常とするが、冠を被る例も衛府官装束抄の中に『白襖に冠したるを布衣かぶりと云也』と見え、一見然様に考えられぬこともないが」とも述べている。ただし、やはり鈴木氏執筆の『国史大辞典』「冠」の項では「蔵人所衆や檢非違使も布衣冠とよんで白襖に冠をつけるのを慣例とした」とあるから、四位少将の服装としては不適切である。以上をまとめると、次の三点が問題となる。

① 「四位」は白襖を着さない。「布衣冠」は着さない  
② 「狩衣」と「冠」とは合わせない

③ 「指貫」は雑袍勅許の公卿以外には参内時に着さない  
そして、問題点①～③を整合的に理解しようとすれば、以下の三つの可能性が生じよう。

A、「四位」でありながら景勝は「布衣冠」を着した

B、本来の儀礼にそぐわない、無礼な服装を着した

C、「天正十四年上洛日帳」の記述が誤り

Aについては、彼の参内が従四位下近衛少将昇進に伴うものであつたことからすると、適当とは考えにくい。また、古来の朝服儀礼が戦国・織豊期に混乱していたことは十分考えられるが、戦国大名らの肖像画の中に束帯姿の物が数多く残されていることや、この二年後の毛利輝元上洛に関わる『天正記』(『天正朝聘日記』、『輝元公上洛日記』)の詳細な服装に関する記述をみる限り、豊臣期においても、ある程度儀礼に則つた服装が機能していたと考えられる。さらにいえば、秀吉の関白任官によつて、混乱していた儀礼が改めて整備され、武家衆への周知が図られたとの評価も可能だろうか。そうすると、C「『天正十四年上洛日帳』の記述が誤り」という可能性が浮上してくるのである。



改めて、景勝が着したという「狩衣・指貫」に「冠」という組み合わせについて考えてみよう。まず注目すべきは、「狩衣」という服装の特徴<sup>まろえり</sup>「盤領・<sup>けつぎ</sup>闕腋の襖の一種」(図①)という点である。すなわち、「冠に合わせられ、参内可能な盤領・闕腋の襖は他にないのか」を考える余地があるだろう。

そこで再び、「襖」に関する『国史大辞典』の記述をみると、「武官の最上位とする襖と、一般常用の下着や寝具に用いる襖がある」とあり、武官用については以下のように記されている。

唐代の胡服の様式を継承した盤領の衣で、二幅の身に、奥袖に鱗袖(はたそで)を加えた一幅半の袖をつけ、歩行しやすいうように両脇をほころばせるのを特色として闕腋とい<sup>い</sup>、<sup>文官</sup>縫腋のように裾に欄と呼ぶ横ぎれを加えないので無欄ともいう。

ここで留意すべきは、「武官の闕腋」と「文官の縫腋」との区別である。そして、「礼服・朝服ともに位階相当の色の規定に準拠して絹地に染めて用いるのを位襖と呼び、布地に染めて用いるときは色名を冠して紺襖・縹襖などという」とある。

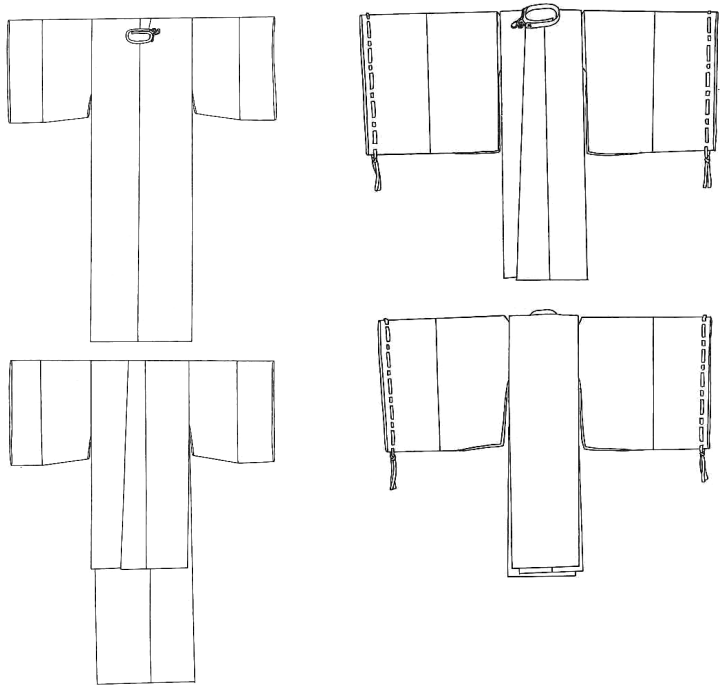
そこで「袍」についてみると、「位階相当の染織による束帯の縫腋または闕腋の袍および衣冠の袍をいう。闕腋は襖とも呼

ばれたので、ときに位襖ともいう」、「平安時代末期からは、四位以上は黒袍、五位は緋袍、外記と検非違使および彈正台の五位は朱紬(しゅふつ)の袍、六位以下は縹の袍としている」とある。特に、黒袍・緋袍の区別については豊臣政権においても厳格に維持されており、四位以上の「清華成」「公家成」<sup>黒袍</sup>、五位以下の「公家成」「諸大夫成」<sup>緋袍</sup>のように、大名序列と位階の関係性が可視的に表現されていた。

以上をまとめると、従四位下近衛少将に昇進した景勝は「盤領・<sup>まろえり</sup>闕腋の襖の一種」を着していたが、それは「狩衣」ではなく、衛府官参内時の「束帯」「衣冠」に用いる「闕腋の袍(位襖)」(図②)だったのではないかと、という仮説が成り立つ。すなわち、「紺之御狩衣」は「紺襖」、もしくは四位相当の「黒の闕腋袍」の誤りで、これに「冠」を合わせた衛府官参内の「正装」(図③)を、景勝は着していたということである。

ちなみに、「狩衣」+「大紋之指貫」からは、徳川幕府の礼装を想起することができる。すなわち、徳川幕府にあっては、従四位下の大名や高家には狩衣+大紋の指貫の着用が許されていたのである。もちろん、そのことをもって『天正十四年上洛日記』には江戸時代の儀礼認識も加味されているのではないかと、とまでは言い切れないけれども、少なくとも、同日記の記





図② 「<sup>けつてき</sup>関脇」の袍

図① 「狩衣」



図③ 「武官の束帯」

(いずれも鈴木敬三著『有職故実図典』より引用、吉川弘文館、一九九五)

主については、武家社会の服装に関する知識が先行している一方で、公家社会の儀礼に対する知識が不足していた可能性を指摘できるだろう。

さて、この上洛により、秀吉文書における景勝の宛先表記は「上杉彈正少弼殿御報」から「上杉少将とのへ」へと変化する。秀吉の推挙による近衛少将への昇進が確認されると同時に、脇付の格式は従来より低下している。景勝の官職は上昇したものの、それ以上に秀吉の地位は上昇していたのであり、両者の主従関係も明確化したのである。参内の翌日、早速秀吉から佐渡攻略の指示を受けているのは、そうした秀吉と景勝の関係性の変化に伴うものと評価できるだろう。<sup>12)</sup>

## 2, 天正十六年の上洛と「清華成」

越後に帰国した景勝は、早速新発田氏との対立打開の道を探り始める。これに対して秀吉は、豊臣奉行人の指示を得た上で新発田・真田両氏に対応するように命じた。<sup>13)</sup>これによつて新発田攻めは一端中断されたものの、同年十月に徳川家康が上洛・臣従したことにより、情勢は変化する。関東方面の「無事」の実現は家康の職務とされ、景勝は新発田攻めに専念することが

認められたのである。

こうして、出兵の条件は整った。翌天正十五年十月、ついに景勝は新発田城を攻略し、重家を滅ぼした。

新発田・佐渡攻めなどで多忙を極めた景勝は、天正十六年四月の聚楽第行幸への参加を免除された。そして、行幸翌月の上洛を機に、景勝の官位は上昇する。『公卿補任』<sup>14)</sup>天正十六年の記事には、次のようにある。

参議 従四位下

上杉 藤景勝 四月十日任、

故一景虎男、母、

従四位下

毛利 大江輝元 四月十日任、

豊臣大名に関する『公卿補任』の記述には誤りが多く、景勝・輝元の従四位下参議、後の従三位権中納言への昇進日もそれぞれ誤りである。『御湯殿上日記』天正十六年五月二十六日条をみてみよう。

（越後の長尾上杉景勝）  
 ちよつきよ也、御れい申、きちやう所にて御たいめん、御  
 たち・おりかみしん上申、申つききくてい・くわんしゆ寺・  
 中山也、御こふ・あわの御さか月いた、く、

この時の昇進が「三位」ではなく「参議」の誤りであることについては筆者も述べたことがあり、先に触れた尾下氏も同じ

様に判断している。<sup>16)</sup>

さらに景勝は、八月になると「清華成」を許される。「御湯殿上日記」天正十六年八月十七日条をみてみよう。

ゑちこのなかうせいくわの御れいとて、御むま・たちしん(長尾上杉景勝)・清華(清華)

上申、くわんしゆ寺・中山ひろう、けふ御れい申たきよし(勤修寺前巻)・(親綱)・(旅巻)

申せとも、いまた御すきくとも候はて御たいめんなし、

景勝は「清華成」の御礼として馬・太刀を進上し、御礼を申

したいと奏上したが、この日の対面は叶わなかったようである。

なお、同日には景勝家臣の「諸大夫成」も確認できる。

『院中御湯殿上日記』<sup>17)</sup>同年八月十七日条には、「ゑちこのなかう(諸大夫)・しよたいふとて、ちさかつしま・なおへやましろのかみ・しきふしゆりのしん、これら十てう・まき物にて御れい申」とある。

千坂景親をはじめとして、上杉家の重臣が「諸大夫成」を遂げている。<sup>18)</sup>「撰閥家」たる豊臣宗家だけでなく、「清華成」大名も直臣の「諸大夫成」を許されていたが、このことは、それが叶わなかった「公家成」大名との大きな違いであった。

「公家成」大名の家臣にも「諸大夫成」している者はいるけれども、彼らは秀吉の「陪臣」として「諸大夫成」したのである。

天正十六年の上洛に際して、景勝は従四位下・左近衛権少将

から正四位上・参議兼左近衛権中将へと昇進した。さらには、「公家成」の上に列する「清華成」をとげ、上杉家臣も「諸大夫成」を許されている。そのため、今後の豊臣政権と上杉家との交渉・文書のやりとりにあつては、秀吉から景勝というケースに加え（景勝から秀吉へは家格的に不可能）、石田三成・増田長盛ら秀吉の「諸大夫」と直江兼統ら景勝の「諸大夫」というルートが確立されることになった。豊臣期の書札礼について、これまでは秀吉個人が主たる検討対象とされてきたが、今後は、彼ら「諸大夫」の動向についても注目すべきだろう。

### 3, 天正十九年の「清華成」再度御礼

天正十六年に「清華成」をとげた景勝であったが、どういうわけか、天正十九年二月に改めてその御礼を行っている様子がみえる。『晴豊公記』天正十九年二月二十八日条をみてみよう。

上杉より、先年清花成の馬代、両御所今日進上申候、禁中銀十まい・院へ五まい也、准后殿下殿うけ取申置申候也、(泉沢久秀)いつみさわ物井家相そへわたし申候也、

先にみたように、景勝は天正十六年八月に「清華の御礼」として「御馬・太刀」を献上していたが、ここでは禁中へ銀十

枚・院へ五枚ということだから、以前より高額の御礼を献上したと評価できよう。

問題なのは、なぜ二年七ヶ月も経ってから再度の御礼を献上したのか、ということである。これについては、先の「清華の御礼」について記した『御湯殿上日記』天正十六年八月十七日条に「けふ御れい申たきよし申せとも、いまた御すき〜とも候はて御たいめんなし」とあったことが注目される。景勝としては、この日に御礼を申したいところであったが、天皇の体調が快復していなかったために対面が叶わなかった、というのである。

そのことを踏まえると、景勝の「清華成」再度御礼は天皇の体調の快復によってなされた、との推測も成り立つようにみえる。しかし、景勝は天正十七年十二月二十五日に白鳥を献上。同十八年元旦には秀吉に従って参内し、天皇に対面しているから、その機会はこれ以前にもあったことになる。そもそも、再度御礼の際も景勝自身が参内したわけではなく、使者を介して「進上」しただけであった。つまり、天皇との対面の有無が再度御礼の理由だったわけではなく、御礼の中身に問題があったことになる。

では、景勝に再度御礼の必要性を感じさせた契機とは、いつ

たい何だったのだろうか。天正十九年という時期から注目されるのは、正月十二日に前田利家が「清華成」をとげたことである。これについて、『御湯殿上日記』同日条をみてみよう。

くわんはんく殿さんたいあり、つねの御所にて御たいめんあり、  
(八脱カ八条宮智) (参内) (常御所)  
(白) (殿) (御) (対面)  
 り、こん三こんまいる、御しやうはんくわんはんく殿・  
(前田利家) (宇喜多秀家) (上杉  
(八脱カ八条宮智) (常御所) (御) (対面)  
 てうの宮・きくくいてい殿・うきたのさいしやう・うへ  
(毛利維元) (前田利家) (宇喜多秀家) (上杉  
(徳川秀忠) (徳川秀忠) (きん五) (三郎) (秀信)  
 へやすし、う以上十一人也、(中略) まへたちくせん  
(清華) (白金)

この日の年頭参内は、小田原出兵の戦勝報告も兼ねた大がりなものであった。宇喜多秀家以下の「清華成」大名も相伴し、景勝も名を連ねている。その場において、新たに利家の「清華成」が披露され、銀二十枚が進上されている。

景勝が最初に「清華成」の御礼を進上した『御湯殿上日記』天正十六年八月十七日条には「ゑちこのなかうせいくわの御れいとて、御むま・たちしん上申」とあった。この点を踏まえれば、「馬・太刀」という自らの御礼は「銀二十枚」の利家より劣っていた、と景勝が認識した可能性が浮上してこよう。

この仮説については、景勝以前の「清華成」御礼が参考となる。まず、その初例である『御湯殿上日記』天正十六年四月十

日条には次のようにある。

まこ七郎(羽秀次)せいいくわなりに、御たち(天刀)・おりかみにて、きてう(折紙)  
(美濃守)所にて御たいめんあり、はいかの御礼五色・五かま(御)い、  
(美濃守)みの、かみ・いへやすはいかの御礼い五色・五かつ、ま(徳川家康)い  
(森右近)る、もりのう(忠政)こんしほんの御礼い申、さふ郎(三浦兵衛尉)ひやうへ  
(諸大夫)しよ大夫の御礼い(帖)ててう・まきしん上申、ちやうすかめ(長宗我部元親)  
(公家成)くけ(勅許)なりの事申、ちよきよ、

「清華成」「四品(従四位下昇進)」「公家成(侍従任官)」「諸大夫成」の御礼について同時に記された、貴重な史料である。

下村效氏によれば、「公家成」の御礼は太刀に折紙が通例で、金額としては金二枚もしくは銀十〜二十枚が相場であった。また、「諸大夫成」の御礼は杉原紙十帖と巻物(緞子)なので、両者の間には明確な区別があったことになる。そのため下村氏は、「公家成」「諸大夫成」の禁裏への礼物には、それぞれ品種・数量・金額に定型があるから、「公家成」「諸大夫成」と記されていない(註)も、その叙任の事実を推定することができる例もある」と述べている。

ただし、下村氏の研究段階では「清華成」を「公家成」の一部と認識していたから、「清華成」の御礼がどの程度であったのかについては、特に注意を払っていない。そこで、まずは

「清華成」の初例について『御湯殿上日記』を確認しておく、  
 「折紙」に記された金額は不明、秀長・家康の「拝賀の御礼」は五色・五荷、すなわち酒肴とされている。さらに『院中御湯殿上日記』同日条を併せてみると、秀次が献上した「御おりかみのたい」は「しろかね(白銀)五まい」であったこと、酒肴の内容は粽・御ひら(鯛)・くぐい(白鳥)・やまぶき(鮎)・昆布など、酒が各人によって献上されていたことがわかる。いずれにせよ、さして高額ではなく、「公家成」の通例や、利家の「清華成」よりも安価であったと考えられる。

以上の検討を踏まえると、「清華成」創出初期の段階では、「公家成」「諸大夫成」よりも「清華成」の御礼の方が低額であった、ということが出来る。ただし、それをもって「清華成」より「公家成」の方が価値が高い、と判断するのは適当でない。尾下氏が紹介した「上杉加級宣旨案」には、天正十六年五月二十六日の参内、すなわち景勝の参議昇進御礼について「禁裏御太刀・銀子十まい、院御太刀・御馬くり毛」などと記しているから、公卿昇進に際しては景勝もそれなりに高額の献上を行っていた。よって、毛利家上洛を挟んで行われた八月の「清華成」で景勝の献上品が低額となった理由は、先例である秀次らの御礼に従ったためと考えられる。すなわち、天正十六

年に急遽創出された「清華成」に関連する儀礼は、いまだ流動的であったということである。「公家成」「諸大夫成」が天正十三年十月より始まるのに対し、「清華成」の初見は天正十六年四月であること、事例の数が圧倒的に少ないことにより、「清華成」御礼の内容はなお未確定だったといえるだろう。

その後、三年近くが経過して利家が「清華成」した頃になると、「清華成」集団の特徴やその存在意義に関する情報が、当時の人々の中にも徐々に浸透していった。それに伴い、「清華成」に関する儀式も整えられ、利家は銀二十枚を献上したのである。それは、秀次らの初例の四倍に相当する。その様子を実際にその場でみていた景勝は、自らの御礼が不十分であったと感じたのだろう。利家の「清華成」翌月に行われた景勝の「清華成」再度御礼は、こうした背景を踏まえれば、整合的に理解できるのである。

### おわりに

本稿では、天正十四・十六・十九年の各年にみられた景勝の上洛・昇進に関わる動向を中心に検討を加えてきた。

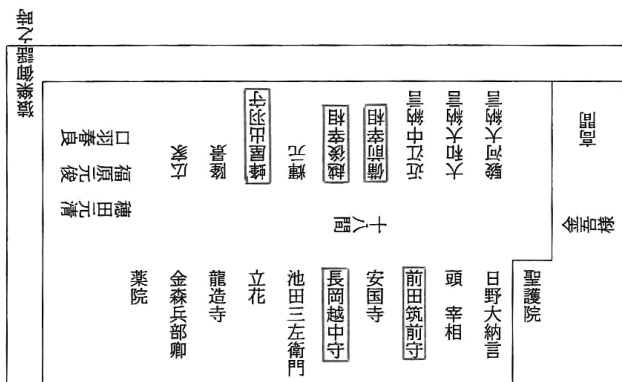
はじめに、天正十四年の上洛について、参内時の服装を中心

に考察した。その結果、『天正十四年上洛日帳』の記述には不正確な部分もあって、景勝が着用したのは近衛武官としての闕腋の袍を伴う東帯であった可能性が高いと考えた。

この点を踏まえ、天正十六年の毛利家上洛時の座配図と諸大名の服装<sup>20)</sup>、そこからうかがわれる豊臣政権の政治思想について論及し、結びに代えたい。

図④は『天正記』<sup>21)</sup>天正十六年七月二十四日条の座配図である。上洛したばかりの毛利輝元・吉川広家・小早川隆景とともに、駿河大納言(徳川家康)・大和大納言(羽柴秀長)らの「清華成」大名が秀吉から見て右手に、左手には前田筑前守(利家)・長岡越中守(細川忠興)ら「公家成」大名が居並んでいる。注目すべきは、                    で囲んだ大名たちに共通する特徴だろう。それは、備前宰相(宇喜多秀家)・越後宰相(上杉景勝)は近衛中将、前田利家・細川忠興・蜂屋出羽守(頼隆)は近衛少将という点である。<sup>24)</sup>

彼らは、あたかも輝元を取り囲むかのように配置されている。この時点では、まだ輝元が参内して叙任されていないため、近衛武官の大名たちが東帯姿であったとは限らない。しかし、輝元上洛時の一連の行事において、昇進後の輝元らが東帯を召したことは史料上確認できるし、秀家・景勝・忠興らと同



図④

杉景勝は東国「物無事」政策の背景・脇役に退いたわけではなく、家康は「私戦禁止」の、景勝は「公戦遂行」の象徴的存在

席したケースもある。そうしたハレの席にあって、家康・秀長・輝元らは文官の縫腋の袍をともなう束帯を、秀家・景勝らは近衛武官の闕腋の袍をともなう束帯を着したのである。

私はかつて、豊臣政権の関東・奥羽政策に関する検討を行い、徳川家康の上洛によって上

であったと述べたことがある<sup>26)</sup>。毛利家上洛時にみられた文官・武官の束帯を身につけた豊臣大名らの姿は、まさに「公武兼帯」の権力者層であることを可視的に表現していた。威儀を整えた豊臣大名の服装には、秀吉の政治構想が如実に示されていたのである。

【注】

- (1) 拙著「豊臣政権の支配秩序と朝廷」(吉川弘文館、二〇一一年)。
- (2) 藤木久志『豊臣平和令と戦国社会』(東京大学出版会、一九八五年)。
- (3) 例えば、高等学校用の歴史教科書『詳説日本史B』(山川出版社、二〇一六年)では、「大老は初め徳川家康・前田利家・毛利輝元・小早川隆景・宇喜多秀家・上杉景勝で、小早川隆景の死後に五大老と呼ばれた」と記されている。
- (4) 天正十一年四月二十九日付直江兼続・狩野秀治宛羽柴秀吉書状写『歴代古案』、『大日本史料』十一一四、天正十一年四月二十九日条所収。
- (5) 羽柴秀吉書状『大石文書』、『大日本史料』十一一七・天正十二年六月二十日条所収。
- (6) 豊臣改姓款状案『押小路家文書』所収。
- (7) 戦国期の武家官途に関しては、木下聡『中世武家官位の研究』(吉川弘文館、二〇一一年)を参照。なお、景勝が「彈正少弼」を名乗り始めたのは謙信死後、御館の乱後とされていたが(櫻井真理子「上杉景虎の政治的位置」、『武田史研究』二八、二〇〇三年六月、木下聡「山上杉氏における官途と関東管領職の問題」『日本歴史』六八五、二〇〇五年六月)、片桐昭彦氏は謙信存命中の天正三年と述べている



- 〔上杉謙信の家督継承と家格秩序の創出〕、『上越市史研究』一〇、二〇〇四年。
- (8) 尾下成敏『上杉加級宣旨案』の紹介―近世初期武家官位に関する一史料―(『史林』九一―五、二〇〇八年九月)。
- (9) 『天正十四年上洛日帳』(東京大学史料編纂所写本、『上越市史』所収)。
- (10) 『国史大辞典』(吉川弘文館、一九七九年)。
- (11) 鈴木敬三『初期絵巻物の風俗史的研究』(吉川弘文館、一九六〇年)。
- (12) 上杉景勝宛羽柴秀吉直書(『上杉家文書』、『新潟県史』資料編3、三三〇号文書)。
- (13) 天正十四年九月六日付上杉景勝宛羽柴秀吉書状(『上杉家文書』、『新潟県史』資料編3、三三三三号文書)。
- (14) 『公卿補任』(『国史大系』所収)。
- (15) 拙稿「豊臣『公儀』の確立と諸大名」(初出二〇〇一年)、「太閤秀吉の政權構想と大名の序列」(初出二〇〇三年)、いずれも前掲注(一)拙著『豊臣政權の支配秩序と朝廷』所収。
- (16) 尾下氏前掲注(8)論文参照。
- (17) 『院中御湯殿上日記』(東大史料編纂所写真帳)。
- (18) 『上杉景勝家来任官並大坂陣軍功者書上』(東大史料編纂所謄写本)は江戸期の史料であるが、上杉家臣の「諸大夫成」に関する詳細な記述が残る。
- (19) 『晴雪公記』(京都大学博物館架蔵本、『史料大成』本)。ちなみに、この日の記述を取り上げた研究に、中村修也『利休切腹 豊臣政權と茶の湯』(洋泉社、二〇一五年)がある。中村氏は、「上様より先年清花成の馬代、兩御所今日進上候也、禁中銀十まい、院へ五まい也、准后殿下殿うけ取申置候也、いつみたわ物井家相そへわかし申候也」と翻刻しており、 の部分が私の翻刻との相違点である。中村氏は「いつみたわ物」を「和泉の俵物」と訳し、献上品であったと理解する

が、これはひらがなの「さ」を「た」と読み間違えた結果であり、本稿のように上杉家臣泉沢久秀と勸修寺家家司井家が献上役であったとした方が蓋然性が高い。また、前者を「上様」≡秀吉として、中村氏は以下のように述べている。

さらに、同日の記録には「清華成」のことがみえる。晴雪に  
 とっては、こちらのほうが重要であったかもしれない。この清華成というのは、公家の清華家を真似て秀吉が関白に就任したことから、武家清華家を作り上げて、大名の家格化をはかったものである。ある意味、形式的な家柄の創出である。

これについては矢部健太郎氏の「豊臣(武家清華家)の創出」(『豊臣政權の支配秩序と朝廷』吉川弘文館)という研究がある。(以下拙著引用部分省略)

果たして実力主義の戦国の世に、清華成ごときで有力大名を敬して遠ざけることができたかどうか疑問である。しかし、もしそうした意図があったとすれば、現実には不可能でも、秀吉がそうした意図をもっているということは諸大名に伝わったであろう。ただ、これから明国遠征に向かうという時期に、そうした形式的なことを秀吉がなんのために行ったのかということ疑問として残る。

しかし、晴雪が秀吉を「上様」と呼ぶことは一般的でなく、くずし字も明らかに「杉」と書かれている。そもそも、秀吉は清華家を真似て関白に就任したわけではない。当然ながら、清華家は関白に就任できない家柄なのである。

中村氏の著作においては、利休切腹時に上杉軍三千人がその屋敷を取り囲んだという描写はフィクションであり、同日の上杉景勝の京都不在をその根拠の一つとしている。しかし、豊臣期において、朝廷に対する献上は秀吉とその一族、及び「清華成」大名らに限定されてお

り、その行為は彼らの畿内滞在中になされることが普通であったことを踏まえれば、朝廷に対する「清華成」再度御礼の際にも、景勝は在京していたと考えた方が合理的だろう。いずれにせよ、中村氏の論考については、史料翻刻の精査などを踏まえた上での再検討が求められる。

- (20) 『御湯殿上日記』天正十七年十二月二十五日条、同十八年正月元日条。  
 (21) 下村效「天正文祿慶長年間の公家成・諸大夫成一覧」(『栃木史学』七、一九九三年三月)。  
 (22) 輝元上洛時の毛利・吉川・小早川家の昇進状況などについては、前掲拙稿注(15)「豊臣『公儀』の確立と諸大名」を参照。  
 (23) 『天正記』(『福原家文書』所収)。別名『天正朝聘日記』『輝元公上洛日記』。  
 (24) 豊臣大名の近衛武官任官状況については、拙稿「中世武家権力の秩序形成と朝廷―近衛府の任官状況をめぐって―」(『國史学』二〇〇、二〇一〇年四月)を参照。  
 (25) 拙稿「東国『惣無事』政策の展開と家康・景勝―『私戦』の禁止と『公戦』の遂行―」(『日本史研究』五〇九、二〇〇五年一月)。